

海南商工会議所

燦々共済 加入事業所各位

海南商工会議所

新型コロナウイルス感染症に罹患された場合の病気入院見舞金のお支払いについて
(令和4年9月26日より変更いたします)

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

平素より海南商工会議所の事業運営にご協力賜りありがとうございます。

病気入院につきましては、病気の治療を目的として医療機関に5日以上入院された場合にお支払いの対象となりますが、現在、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合は、医療機関等への入院だけでなく、医療機関の事情等により医師または保健所の指示で、自宅またはホテル等の臨時施設で治療を受けられた方（以下「みなし入院」と表記）も、病気入院見舞金のお支払い対象としてお取り扱いしているところでしたが、今般、政府より新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を全国一律で重症化リスクの高い方に限定することが公表されたことや、本共済制度引受保険会社における「みなし入院」の取り扱い変更を受け、当所の病気入院見舞金につきましても、お支払いの対象を下記の通り見直すことといたしましたので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

● 「みなし入院」による病気入院見舞金のお支払い対象

令和4年9月26日（月）以降に、新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、下記の重症化リスクの高い方

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方、又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦の方

以上

※今後、法令の改正等がなされた場合など、本見舞金制度の取り扱いを変更する可能性があります。

【お問い合わせ】

海南商工会議所 共済担当 (TEL: 073-482-4363)